

安定ヨウ素剤事前配布を求める活動の経過

2017年4月10日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

<2015年>

●10月9日 佐賀県知事への質問書

「安定ヨウ素剤の事前戸別配布は5キロ圏内だけ。なぜ5キロ圏外の全県民に対して配布しないのか」

<2016年>

◆1月29日 知事回答

「原子力災害という非常に限定された事態」「非常に限定された条件下でのみ使用される」から、事前配布しない方がいいと回答。

●7月29日 知事への質問書

熊本地震も踏まえて、全県民への安定ヨウ素剤事前配布を要請。回答なし。

●8月5日～22日 佐賀県内全20市町へ要請・陳情

●8月15日～9月6日 福岡県内17市町へ要請・陳情(30キロ圏の糸島市と避難先16市町)

◆8月18日 知事記者会見

(5キロ圏外への事前配布について質問され)知事「闇雲にやるのはどうかなと思います」と回答。

●10月10日 原子力防災避難訓練見学

玄海町(町役場)と伊万里市(大坪公民館)の安定ヨウ素剤配布訓練見学 (※会場配布資料添付)

◆12月6日 県議会

県健康福祉部長「高齢者や要支援者などUPZにおいて緊急時に配布が困難と考えられる住民に対しては、他県の事例も参考にしながら、事前配布も含めた配布の方法について検討」

<2017年>

●1月12日 知事への避難訓練・計画に関する質問書(

【9】安定ヨウ素剤は事前配布が絶対必要

(38)佐賀県は、国の方針にのっとり、高齢者や障害者に対しては5キロ圏外でも事前配布を検討するというが、すべての住民に対して、事前配布と説明をすべきではないか。県独自に行う考えはあるのか。

(39)県は前回、ヨウ素剤について「原子力災害という非常に限定された事態」「非常に限定された条件下でのみ使用される」から、事前配布しない方がいいと回答(2016年1月29日付)した。福島では一度の事故で取り返しのつかないことになった。原発事故はたった一度でも起きたら完全収束は不可能なものである。今なお、原子力安全神話の世界にいるような、こうした認識を持つことは重大な誤りだ。撤回を求める。

(40)事前配布は、ひたちなか市や篠山市などが先進的に取り組んでいる。県も照会したとのことだが、いつどんなことを聞いて、参考点や課題は何だったか明らかにされたい。

(41)以上を踏まえて、5キロで線引きする理由は何か示していただきたい。

(42)服用指示は誰が判断するのか。「具体的基準はない」と国は答えた。県は具体的にどう判断し、指示するのか、住民の耳に届くまでの流れを示されたい。

(43)30キロ圏外から救出に行く人も含め、自治体職員や運転手用のヨウ素剤はどこにどれだけ備蓄しているのか。

※回答ないまま3か月経過

●3月31日 全国の市民団体共同の「安定ヨウ素剤事前配布を求める政府交渉」